

令和2年（2020年）第4回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

日程 番号	案 件 名
1	<p>報告第1号</p> <p>臨時代理事項の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の人事異動について</li> <li>(2) 令和2年度機構改革に伴う教育委員会規則の廃止について</li> <li>(3) 教育監の設置に関する規則の制定について</li> <li>(4) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について</li> <li>(5) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について</li> <li>(6) 令和2年度機構改革に伴う教育委員会要綱の改正等について</li> <li>(7) 会計年度任用職員制度移行に伴う教育委員会要綱の廃止について</li> <li>(8) 枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則の一部改正について</li> <li>(9) 教職員の人事異動について</li> <li>(10) 枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について</li> <li>(11) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について</li> <li>(12) 学校運営協議会委員の委嘱について</li> <li>(13) 議会の議決事項（令和2年度4月補正予算額（教育関係）について）の意思決定について</li> </ul>

○開催日時 令和2年（2020年）4月27日 午後3時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室







## 報告第1号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年(2020年)4月27日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由  
特に緊急を要するため

## 2. 臨時代理事項

臨時代理第29号	職員の人事異動について
臨時代理第30号	令和2年度機構改革に伴う教育委員会規則の廃止について
臨時代理第31号	教育監の設置に関する規則の制定について
臨時代理第32号	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について
臨時代理第33号	枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について
臨時代理第34号	令和2年度機構改革に伴う教育委員会要綱の改正等について
臨時代理第35号	会計年度任用職員制度移行に伴う教育委員会要綱の廃止について
臨時代理第36号	枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則の一部改正について
臨時代理第37号	教職員の人事異動について

臨時代理第38号	枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
臨時代理第39号	枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
臨時代理第40号	学校運営協議会委員の委嘱について
臨時代理第1号	議会の議決事項（令和2年度4月補正予算額（教育関係）について）の意思決定について

臨時代理第29号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 涉

# 1. 臨時代理の内容

令和2年4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
市長公室 広報プロモーション課 主任	本田 美幸	総合教育部 教育政策課
市長公室 市民活動課	山下 陸	社会教育部 放課後子ども課
市民生活部 市民室 課長代理	松尾 雅彦	総合教育部 学校規模調整課 課長代理
市民生活部 市民室 係長	川口 政芳	社会教育部 文化財課長
市民生活部 医療助成課長	河田 淳一	社会教育部 社会教育課長
総務部 契約課 主任	太田 雄介	総合教育部 教育政策課 主任
観光にぎわい部 次長	辻本 雅一	社会教育部 次長 兼 枚方市立中央図書館長
観光にぎわい部 文化生涯学習課 主幹 兼 枚方市市民会館長	井谷 清	社会教育部 スポーツ振興課 主幹
健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当) 係長	松原 康裕	学校教育部 学務課 係長

健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当) 係長	山元 亮	枚方市立中央図書館 係長
健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当) 主任	庄田 泰子	社会教育部 放課後子ども課 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長	山本 孝久	学校教育部 教育指導課 係長
環境部 減量業務室 課長代理	乾 晃治	学校教育部 学務課 課長代理
環境部 東部清掃工場 係長	三宅 武志	総合教育部 おいしい給食課 係長
都市整備部 開発指導室 開発審査課 係長	米田 卓司	総合教育部 まなび舎整備室 係長
土木部 みち・みどり室 監督	辻中 英志	社会教育部 放課後子ども課 監督
会計課 係長	今園 雅美	総合教育部 教育政策課 係長
令和2年国勢調査枚方市実施 本部事務局長 (課長級)	五島 真紀子	社会教育部 スポーツ振興課長
市立ひらかた病院 事務局 経営管理室 総務課長	乾口 美香	総合教育部 教育政策課長

市議会事務局長	浄内 俊仁	社会教育部長
市議会事務局 課長代理	横須賀 妙子	総合教育部 教育政策課 課長代理

### 異動

新	氏名	旧
総合教育部		
総合教育部長	前村 卓志	総合政策部 次長
総合教育部 次長 併 子育て支援 監付 副参事（見守り支援推進担 当）	新内 昌子	社会教育部 次長
総合教育部 次長 兼 枚方市立中央図書館長	高橋 孝之	総合教育部 次長
総合教育部 教育政策課長	山下 恵一	子ども青少年部 子ども青少年政策課長
総合教育部 教育政策課 課長代理	笠井 二郎	子ども青少年部 子育て事業課 課長代理
総合教育部 教育政策課 係長	西本 智子	社会教育部 社会教育課 主任

総合教育部 教育政策課 係長	水盛 智恵	健康部 国民健康保険室 係長
総合教育部 教育政策課 係長	仁後 むつみ	財務部 資産活用課 係長
総合教育部 教育政策課 主任	河東 貴子	学校教育部 教職員課 主任
総合教育部 教育政策課 主任	古川 奈央子	総合教育部 教育政策課
総合教育部 教育政策課	西久保 こよみ	(新規採用)
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課長	津熊 聖博	総合教育部 まなび舎整備室 課長(整備担当)
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 課長代理	島田 真帆	総合教育部 まなび舎整備室 係長
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長	今仲 美和	総合教育部 まなび舎整備室 係長
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長	中田 昌繁	総合教育部 まなび舎整備室 係長
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長	山名 梨恵	総合教育部 まなび舎整備室 係長
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長	坂井 裕介	都市整備部 開発指導室 建築安全課 係長
総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 主任	望月 翔太	総合教育部 まなび舎整備室

総合教育部 施設建築課	まなび舎整備室 主任	小室 瞳	都市整備部 施設整備室
総合教育部 施設建築課	まなび舎整備室 主任	柳井谷 拓也	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設建築課	まなび舎整備室	池田 佳史	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設建築課	まなび舎整備室	金子 剛士	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設建築課	まなび舎整備室	高橋 秀司	(新規採用)
総合教育部 施設設備課長	まなび舎整備室	川越 敏嗣	総合教育部 まなび舎整備室 課長代理
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室 課長代理	山西 義人	総合政策部 ひらかた魅力推進課 課長代理
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室 係長	伊藤 兼之	総合教育部 まなび舎整備室 係長
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室 係長	加藤 幸信	総合教育部 まなび舎整備室 係長

総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室 主任	角野 隼人	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	村上 清悟	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	久保 佑樹	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	前田 寛人	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	早崎 哲也	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	山本 翔平	都市整備部 施設整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	石井 達也	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設設備課	まなび舎整備室	中林 良輔	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 施設管理課長	まなび舎整備室	鷺 信彦	総合教育部 まなび舎整備室 課長(保全担当)

総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 課長代理	松隈 幸司	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 課長代理
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 課長代理	三友 章	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 課長代理
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 係長	三村 康純	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 係長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 係長	谷本 理一	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 係長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督	池田 敏幸	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督	大門 幸夫	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督	西村 由加里	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督	南 由美	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 監督
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 主任	横田 裕樹	総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 主任

総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 主任	木村 寛之	総合教育部 まなび舎整備室 主任
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	西尾 常弘	総合教育部 まなび舎整備室 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	池口 純一	総合教育部 まなび舎整備室 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	深見 哲一	総合教育部 まなび舎整備室 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	山口 直史	総合教育部 まなび舎整備室 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	小西 陽	子ども青少年部 子育て運営課 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	矢島 章年	環境部 減量業務室 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 班長	松永 大輔	総合教育部 まなび舎整備室 班長
総合教育部 施設管理課	まなび舎整備室 副班長	則松 和樹	総合教育部 まなび舎整備室 副班長

総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 副班長	奥本 哲平	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 副班長	郁島 龍	総合教育部 まなび舎整備室 副班長
総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	本部 真生	総合教育部 まなび舎整備室
総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	上田 修造	(新規採用)
総合教育部 学校安全課長	畑中 徹	総合教育部 学校規模調整課長
総合教育部 学校安全課 課長代理	嶋田 克則	農業委員会事務局 課長代理 併 産業文化部 農業振興課 課長代理
総合教育部 学校安全課 主任	多田 憲史	学校教育部 学務課 主任
総合教育部 学校安全課	岡市 恵	健康部 保健所 保健センター
総合教育部 学校安全課	山田 健二郎	健康部 年金児童手当課
総合教育部 おいしい給食課 係長	進藤 和也	社会教育部 社会教育課 係長
枚方市立第三学校給食共同調理 場 監督	大西 和彦	枚方市立第三学校給食共同調理 場 班長

枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長	岩柿 隆博	枚方市立招提学校給食共同調理場 班長
枚方市立春日学校給食共同調理場 監督	宅見 人史	枚方市立春日小学校 監督
枚方市立春日学校給食共同調理場 班長	皿谷 裕一	枚方市立春日小学校 班長
枚方市立春日学校給食共同調理場 班長	北村 武彦	枚方市立東香里小学校 班長
枚方市立中央図書館 副館長（課長級） 併 市駅周辺等まち活性化部 主幹	中道 直岐	枚方市立中央図書館 副館長（課長級） 併 市駅周辺等活性化推進部 主幹
枚方市立中央図書館 課長代理	辻 愛子	財務部 税務室 税制課 課長代理
学校教育部		
学校教育部 教育支援推進室 課長（学事保健担当）	石田 英生	学校教育部 学務課長
学校教育部 教職員課 係長	横田 公美	財務部 税務室 納税課 係長
学校教育部 教育指導課 課長代理	伊東 和孝	市民安全部 市民室 課長代理

学校教育部 教育指導課 係長	大久保 伸一	総合教育部 教育政策課 係長
学校教育部 教育指導課 主任	石本 秀二	総合教育部 教育政策課 主任
学校教育部 教育指導課	川上 大	社会教育部 社会教育課
学校教育部 放課後子ども課長	赤土 孝史	社会教育部 放課後子ども課長
学校教育部 放課後子ども課 係長	田中 大嗣	総合教育部 学校規模調整課 係長
学校教育部 放課後子ども課 班長	富岡 恒治	財務部 税務室 市民税課 主任(主査級)
学校教育部 放課後子ども課	永田 晃彦	総合教育部 教育政策課

新	氏名	旧
小学校技術職員		
枚方市立殿山第一小学校 監督	藤原 克博	総合教育部 まなび舎整備室 監督
枚方市立菅原小学校 班長	片芝 明美	枚方市立菅原東小学校 班長
枚方市立氷室小学校 副班長	宮内 亜弥	枚方市立田口山小学校
枚方市立交北小学校 班長	高嶋 洋安	枚方市立渚西中学校 班長
枚方市立樟葉南小学校 班長	高橋 順子	枚方市立樟葉西小学校 班長
枚方市立桜丘北小学校 監督	藤原 義拡	枚方市立桜丘中学校 監督

枚方市立津田南小学校 副班長	吉田 早希	枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 副班長
枚方市立菅原東小学校 班長	小川 恵	枚方市立津田中学校 班長
枚方市立菅原東小学校 班長	早川 まり子	枚方市立菅原小学校 班長
枚方市立藤阪小学校 監督	井上 正三	枚方市立第三学校給食共同調理場 監督
枚方市立藤阪小学校 副班長	藤岡 洋志	枚方市立樟葉南小学校 副班長
枚方市立藤阪小学校 副班長	福田 知香	枚方市立第三学校給食共同調理場 副班長
枚方市立東香里小学校 監督	西中 満美	枚方市立蹉跎西小学校 監督
枚方市立伊加賀小学校 監督	谷井 恭子	枚方市立殿山第二小学校 監督
中学校技術職員		
楠葉中学校 監督	永井 茂	殿山第一小学校 監督
楠葉西中学校 監督	芝崎 隆行	船橋小学校 監督
渚西中学校 班長	山下 清美	樟葉北小学校 班長

再任用職員

新	氏名	旧
総合教育部 参事 兼 学校教育部 参事	森澤 可幸	(新規再任用)
総合教育部 まなび舎整備室 施設設備課 主任	櫻井 泰幸	(新規再任用)
総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 主任	兼松 延好	総合教育部 まなび舎整備室 主任
枚方市立第一学校給食共同調理 場 係長	塩山 哲哉	(新規再任用)
枚方市立招提学校給食共同調理 場 班長	川上 直	(新規再任用)
枚方市立桜丘北学校給食共同調 理場 班長	阿部 俊朗	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	紫藤 孝史	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	野井 保治	(新規再任用)
学校教育部 放課後子ども課 主任	木村 晃	(新規再任用)
枚方市立蹉跎西小学校 班長	青木 千秋	(新規再任用)

市長部局の職員の併任

子育て支援監付 次長（子ども若者包括支援担当） 兼 子どもの育ち見守りセンター長 併 学校教育部 副参事（子ども若者包括支援担当）	八木 安理子	子ども青少年部 次長（子ども若者包括支援担当） 併 学校教育部 副参事（子ども若者包括支援担当）
--	--------	---

特定任期付職員

教育監	奥 誠二
-----	------

- ※ 機構改革に伴い所属が変更となる職員のうち、主幹及び課長代理クラス以下の者については省略。
- ※ 文化財課及びスポーツ振興課については市長部局へ移管。

## 令和2年度枚方市定期人事異動＜概要＞

### 1. 目的

公約施策の推進に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図るため。

### 2. 基本方針

- (1) 他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制を目指す。
- (2) 限られた経営資源を有効に活用し、効率的かつ効果的なコンパクトで機動力のある組織を構築する。
- (3) やる気のある若手職員をより早期に登用するとともに、あわせて女性活躍を推進する。
- (4) 職員個々の適正や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、組織力の向上を図る。

## 異動者数の状況

区分	人数
教育委員会の異動者	1 1 9
うち他部局への出向者	2 1
うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	2 1
うち教育委員会内	7 7
うち昇格者	1 1

※ 再任用を除く

## 臨時代理第30号

### 令和2年度機構改革に伴う教育委員会規則の廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

## 枚方市教育委員会規則第6号

### 枚方市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 枚方市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年枚方市教育委員会規則第2号）
- (2) 枚方市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和52年枚方市教育委員会規則第2号）
- (3) 枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則（昭和58年枚方市教育委員会規則第9号）
- (4) 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館条例施行規則（昭和59年枚方市教育委員会規則第11号）
- (5) 枚方市野外活動センター条例施行規則（平成4年枚方市教育委員会規則第7号）
- (6) 枚方市文化財保護条例施行規則（平成6年枚方市教育委員会規則第2号）
- (7) 枚方市立市民体育館条例施行規則（平成9年枚方市教育委員会規則第9号）
- (8) 市立枚方宿鍵屋資料館条例施行規則（平成13年枚方市教育委員会規則第4号）
- (9) 枚方市立伊加賀スポーツセンター条例施行規則（平成22年枚方市教育委員会規則第13号）
- (10) 枚方市立サプリ村野スポーツセンター条例施行規則（平成24年枚方市教育委員会規則第9号）

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 臨時代理第31号

### 教育監の設置に関する規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
別紙1のとおり

## 臨時代理第32号

### 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
別紙2のとおり

## 臨時代理第33号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
別紙3のとおり

## 臨時代理第34号

令和2年度機構改革に伴う教育委員会要綱の改正等について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
別紙4のとおり

## 臨時代理第35号

会計年度任用職員制度移行に伴う教育委員会要綱の廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
別紙5のとおり

## 臨時代理第36号

枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

### 1. 内容

次ページのとおり

## 枚方市教育委員会規則第 号

### 枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則（昭和30年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「外」を「ほか」に改める。

第2条第1項中「（以下「申請者」という。）」を削り、「枚方市財産及び公の施設使用許可申請書（様式第1号）」を「所定の申請書」に、「委員会」を「教育長」に改め、「（様式第2号）」を削り、同条第2項中「使用しようとする日前、15日まで」を「前項の申請書を使用日の2月前の日から15日前の日までの間」に改め、同条第3項中「附して」を「付して」に、「委員会」を「教育長」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「委員会」を「教育長」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

第3条第6号中「（但し）」を「ただし」に、「もの」を「場合」に改め、「）」を削り、同条第7号中「政治目的の」を「政治又は宗教活動を目的とする」に改め、同条第8号中「委員会」を「教育長」に改める。

第4条中「使用者」を「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「教育長」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「申請書」を「第2条第1項の申請書」に改め、同項第4号及び第5号中「委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育長」に改める。

第6条を次のように改める。

（設備の変更の禁止）

第6条 使用者は、財産及び公の施設に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育長の承認を得た場合は、この限りでない。

第7条第2項中「委員会」を「教育長」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第9条中「よつて」を「より」に改め、「ついては」の次に「、委員会は」を加える。

様式第1号及び様式第2号を削る。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に係る財産及び公の施設の社会教育その他公共のための使用に関しては、法令に別段の定めあるものを除く<u>ほか</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（使用許可の申請）</p> <p>第2条 財産及び公の施設を使用しようとする者は、<u>所定の申請書を、教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の施設を使用しようとする者は、<u>前項の申請書を使用日の2月前の日から15日前の日までの間に、当該学校の校長（園長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>3 校長は、前項の規定により提出された申請書に意見を<u>付して、直ちに教育長に進達しなければならない。</u></p> <p>（使用許可の禁止）</p> <p>第3条 <u>教育長は、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合においては、財産及び公の施設の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に係る財産及び公の施設の社会教育その他公共のための使用に関しては、法令に別段の定めあるものを除く<u>外</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（使用許可の申請）</p> <p>第2条 財産及び公の施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>枚方市財産及び公の施設使用許可申請書（様式第1号）を、委員会に提出し、その許可（様式第2号）を受けなければならない。</u></p> <p>2 学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の施設を使用しようとする者は、<u>使用しようとする日前、15日までに、当該学校の校長（園長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>3 校長は、前項の規定により提出された申請書に意見を<u>附して、直ちに委員会に進達しなければならない。</u></p> <p>（使用許可の禁止）</p> <p>第3条 <u>委員会は、次の各号の一に該当し、又は該当するおそれがある場合においては、財産及び公の施設の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 入場料、会費等により金銭を徴収する諸会合であるとき。<u>ただし、公益を目的とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>政治又は宗教活動を目的とする会合のとき。</u></p> <p>(8) <u>教育長又は当該学校の校長において支障があると認めるとき。</u> (経費の負担)</p> <p>第4条 財産及び公の施設を使用するために要する一切の経費は、<u>使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。</u> (許可の取消等)</p> <p>第5条 <u>教育長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消、使用条件の変更若しくは使用の停止をすることができる。</u></p> <p>(1) 第3条各号の<u>いずれかに</u>該当する事由があるとき。</p> <p>(2) <u>第2条第1項の申請書に虚偽の事実が記載されているとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>教育長又は当該学校の校長の都合により、必要を生じたとき。</u></p> <p>(5) 使用者が、この規則又は<u>教育長</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>2 使用者が、その許可を取消しようとするときは、使用前日までに、その旨を<u>教育長</u>に連絡し、<u>教育長</u>の承認を受けなければならない。 <u>(設備の変更の禁止)</u></p> <p>第6条 <u>使用者は、財産及び公の施設に変更を加え、又は特別の設備を設</u></p>	<p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 入場料、会費等により金銭を徴収する諸会合であるとき。<u>(但し、公益を目的とするものは、この限りでない。)</u></p> <p>(7) <u>政治目的の会合のとき。</u></p> <p>(8) <u>委員会又は当該学校の校長において支障があると認めるとき。</u> (経費の負担)</p> <p>第4条 財産及び公の施設を使用するために要する一切の経費は、<u>使用者が負担するものとする。</u> (許可の取消等)</p> <p>第5条 <u>委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消、使用条件の変更若しくは使用の停止をすることができる。</u></p> <p>(1) 第3条各号の<u>一に</u>該当する事由があるとき。</p> <p>(2) <u>申請書に虚偽の事実が記載されているとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>委員会又は当該学校の校長の都合により、必要を生じたとき。</u></p> <p>(5) 使用者が、この規則又は<u>委員会</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>2 使用者が、その許可を取消しようとするときは、使用前日までに、その旨を<u>委員会</u>に連絡し、<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。 <u>(設備の変更禁止)</u></p> <p>第6条 <u>使用の許可を受けた者は、財産及び公の施設を模様替し、又は施</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>けてはならない。ただし、あらかじめ教育長の承認を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>（原状返還）</p> <p>第7条 使用者は、使用後直ちに原状に復して、返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が、前項に定める義務を履行しないときは、<u>教育長が代わつて</u>執行することができる。この場合においては、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>第8条 [略]</p> <p>（補償責任）</p> <p>第9条 財産及び公の施設の使用により又はこの規則に基づく処分により生じた損害については、<u>委員会は</u>、補償の責任を負わない。</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>【様式削除】</u></p>	<p><u>設を附加してはならない。但し、予め委員会の承認を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>（原状返還）</p> <p>第7条 使用者は、使用後直ちに原状に復して、返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が、前項に定める義務を履行しないときは、<u>委員会が代つて</u>執行することができる。この場合においては、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>第8条 [略]</p> <p>（補償責任）</p> <p>第9条 財産及び公の施設の使用により又はこの規則に基づく処分によつて生じた損害については、補償の責任を負わない。</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u></p> <p><u>様式第2号（第2条関係）</u></p>

臨時代理第 37 号

教職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 2 年 3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

### 令和2年4月1日付け教職員の人事異動

#### 新規採用（幼稚園教諭）

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方幼稚園	教諭 坂本 直子
枚方市立香里幼稚園	教諭 藤井 沙知子
枚方市立樟葉幼稚園	教諭 森下 夏帆
枚方市立高陵幼稚園	教諭 浜師 尚子

新規採用（任期付幼稚園講師）

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方幼稚園	講師 吉村 善美
枚方市立枚方幼稚園	講師 村野 秀子
枚方市立香里幼稚園	講師 谷本 亜木子
枚方市立香里幼稚園	講師 瀬尾 愛果
枚方市立樟葉幼稚園	講師 藤田 真美
枚方市立高陵幼稚園	講師 竹中 美優
枚方市立高陵幼稚園	講師 坂本 秀実
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 竹田 潤子
枚方市立蹉跎西幼稚園	講師 岡本 智子
枚方市立田口山幼稚園	講師 池田 沙季

枚方市立田口山幼稚園	講師	藤平 雅子
------------	----	-------

異動

新	氏名	旧
枚方市立樟葉幼稚園 講師	岡田 麻美	枚方市立蹉跎幼稚園 講師
枚方市立蹉跎幼稚園 講師	宮根 純子	枚方市立樟葉幼稚園 講師
枚方市立田口山幼稚園 講師	廣岡 真侑	枚方市立枚方幼稚園

新規採用（任期付職員）

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方小学校	講師 池下 堯志
枚方市立枚方小学校	講師 玉置 純也

枚方市立枚方第二小学校	講師	笹野 英明
枚方市立蹉跎小学校	講師	大牟田 直規
枚方市立蹉跎小学校	講師	小原 明美
枚方市立蹉跎小学校	講師	山下 剛
枚方市立蹉跎小学校	講師	坂口 奈実
枚方市立香里小学校	講師	長松 佑樹
枚方市立香里小学校	講師	北村 侑己
枚方市立開成小学校	講師	竹内 明子
枚方市立開成小学校	講師	菅原 達也
枚方市立五常小学校	講師	北村 舞
枚方市立春日小学校	講師	坂井 真智子
枚方市立桜丘小学校	講師	重成 和喜

枚方市立山田小学校	講師	松本 一輝
枚方市立明倫小学校	講師	濱村 由美
枚方市立明倫小学校	講師	仁志 優規
枚方市立明倫小学校	講師	大地 拓矢
枚方市立殿山第二小学校	講師	清水 龍也
枚方市立樟葉小学校	講師	内村 真志
枚方市立樟葉小学校	講師	中村 和矢
枚方市立菅原小学校	講師	梅田 潤子
枚方市立高陵小学校	講師	谷本 博子
枚方市立山之上小学校	講師	入口 加菜
枚方市立牧野小学校	講師	大原 さおり
枚方市立牧野小学校	講師	平林 格

枚方市立牧野小学校	講師	上田 優成
枚方市立牧野小学校	講師	金森 勇盛
枚方市立牧野小学校	講師	渡邊 貴文
枚方市立交北小学校	講師	佐藤 朋美
枚方市立交北小学校	講師	永安 豊
枚方市立香陽小学校	講師	由井 大誓
枚方市立中宮小学校	講師	小林 黎央
枚方市立中宮小学校	講師	菱田 賢一
枚方市立中宮小学校	講師	佐古 風香
枚方市立小倉小学校	講師	石田 範子
枚方市立小倉小学校	講師	小川 秋華
枚方市立樟葉南小学校	講師	村川 弘晃

枚方市立樟葉南小学校	講師	田中 里奈
枚方市立樟葉南小学校	講師	村上 龍義
枚方市立樟葉南小学校	講師	田之上 佳奈
枚方市立磯島小学校	講師	大仲 颯斗
枚方市立磯島小学校	講師	竹内 和世
枚方市立磯島小学校	講師	野村 昇希
枚方市立磯島小学校	講師	田畑 陽子
枚方市立蹉跎西小学校	講師	森 将太
枚方市立蹉跎西小学校	講師	後藤 三郎
枚方市立蹉跎西小学校	講師	内藤 絵里奈
枚方市立樟葉西小学校	講師	守谷 海斗
枚方市立田口山小学校	講師	浦上 美和

枚方市立西牧野小学校	講師	坂元 直広
枚方市立川越小学校	講師	瀧澤 滢
枚方市立川越小学校	講師	橘 香理
枚方市立桜丘北小学校	講師	前野 辰樹
枚方市立津田南小学校	講師	森土 侑磨
枚方市立津田南小学校	講師	中田 成美
枚方市立樟葉北小学校	講師	小野 敬介
枚方市立船橋小学校	講師	村澤 良祐
枚方市立菅原東小学校	講師	小倉 智栄
枚方市立菅原東小学校	講師	川村 真広
枚方市立中宮北小学校	講師	玉城 周子
枚方市立山田東小学校	講師	西田 昌樹

枚方市立山田東小学校	講師	松井 輝明
枚方市立山田東小学校	講師	岡村 美咲
枚方市立山田東小学校	講師	松本 春奈
枚方市立藤阪小学校	講師	安藤 真弓
枚方市立藤阪小学校	講師	岩本 里美
枚方市立藤阪小学校	講師	橘 佑輔
枚方市立平野小学校	講師	松元 大地
枚方市立平野小学校	講師	田熊 宏行
枚方市立平野小学校	講師	日高 未来
枚方市立長尾小学校	講師	吉田 誠
枚方市立伊加賀小学校	講師	福田 誠
枚方市立西長尾小学校	講師	松尾 大樹

枚方市立西長尾小学校	講師	鶴長 亮太
枚方市立第一中学校	講師	松浦 良樹
枚方市立津田中学校	講師	神原 拓也
枚方市立枚方中学校	講師	稲田 李月
枚方市立中宮中学校	講師	秋元 文利
枚方市立中宮中学校	講師	野澤 聡太
枚方市立楠葉中学校	講師	太田 育実
枚方市立東香里中学校	講師	家村 一平
枚方市立桜丘中学校	講師	横窪 皇也
枚方市立蹉跎中学校	講師	古米 真幸
枚方市立蹉跎中学校	講師	西野 崇仁
枚方市立招提北中学校	講師	橋尾 俊佑

## 臨時代理第38号

### 枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する 規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）は、枚方市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

(上限時間の原則)

第3条 委員会は、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月において45時間
- (2) 1年において360時間

2 委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間を超えて業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月において100時間未満
- (2) 1年において720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年8月31日までの間における第3条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」とする。

## 臨時代理第39号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び第17条」を「、第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第7条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項（校長に係るものを除く。）並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、<u>第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が行う。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第7条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項（校長に係るものを除く。）並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）<u>及び第17条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が行う。</p>

臨時代理第 40 号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成 3 年教育委員会規則第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和元年 (2020 年) 3 月 31 日

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

### 委員の委嘱

#### 委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

#### 委嘱委員

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

#### 委嘱期間

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日

## 学校運営協議会委員名簿

※任期：令和2年（2020年）4月1日～令和2年（2020年）3月31日

### 枚方第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	加藤 吉和 (かとう よしかず)	枚二防災会会長	地域住民	3期目
2	嶋田 研志郎 (しまだ けんしろう)	朝日丘青年会長	地域住民	3期目
3	平井 義一 (ひらい よしかず)	枚二小防災会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	山口 洋子 (やまぐち ようこ)	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	港 美咲 (みなと みさき)	枚二小PTA元副会長	保護者	1期目

### 蹉跎小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	八島 雅夫 (やしま まさお)	蹉跎校区コミュニティ総務部会部長	地域住民	2期目
5	鈴木 康寛 (すずき やすひろ)	蹉跎枚方いきいき広場代表	保護者	1期目
3	山本 宗男 (やまもと むねお)	元枚方市中学校長 元枚方市鍵屋資料館館長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	大西 美紀子 (おおにし みきこ)	蹉跎校区民生委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

### 香里小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	小原 寿三 (こはら としみ)	香里校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	石原 直輝 (いしはら なおき)	香里小学校PTA会長	保護者	1期目
3	一柳 弘 (いちやなぎ ひろし)	地縁団体 香里園協和会 会長	地域住民	3期目
4	肥田 時子 (ひだ ときこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

### 開成小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森下 幸信 (もりした ゆきのぶ)	開成校区防犯協議会理事 開成校区福祉委員会役員	地域住民	2期目
2	小松 実 (こまつみのる)	開成小学校PTA前会長	保護者	1期目
3	久我 周夫 (くが かねお)	大阪夕陽丘学園短期大学准教授 元開成小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

五常小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	窪田 哲也 (くぼた てつや)	五常校区コミュニティ協議会書記	地域住民	2期目
2	西岡 大輔 (にしおか だいすけ)	五常小学校PTA前会長	保護者	1期目
3	磯部 智子 (いそべ ともこ)	五常校区コミュニティ協議会書記	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	宮川 満 (みやがわ みつる)	元枚方市立学校教頭 元五常小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	神原 典子 (かんばんら のりこ)	元教育推進プランナー 元五常小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

春日小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	出村 栄志 (でむら たかし)	春日校区コミュニティ会長	地域住民	2期目
2	大瀧 眞一 (おおたき しんいち)	春日校区コミュニティ副会長	地域住民	2期目
3	高橋 利坦 (たかはし としひろ)	茄子作自治会会長	地域住民	2期目
4	平沼 健治 (ひらむま けんじ)	春日小学校PTA会長	保護者	2期目
5	村田 壽美 (むらた としみ)	元春日校区青少年育成指導員 元春日小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

桜丘小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	梅原 金雄 (うめはら かねお)	星丘3区自治会会長	地域住民	2期目
2	辻本 有香 (つじもと ゆうか)	桜丘小学校PTA会長	保護者	1期目
3	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	北河内農協実行組合村野支部長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	井内 通朗 (いうち みちろう)	桜丘中学校桜美会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

山田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	東郷 宏司 (とうごう ひろし)	山田校区コミュニティ協議会会長 須山町副会長 須山町子どもの部代表	地域住民	2期目
2	藤原 千恵 (ふじわら ちえ)	山田小学校PTA会長	保護者	1期目
3	渡邊 利八郎 (わたなべ りはちろう)	元枚方市立小学校長 元山田小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	大川 尚子 (おおかわ なおこ)	元枚方市立小学校養護教諭 京都女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

明倫小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	西 信次 (にし のぶじ)	明倫校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	廣本 恵美 (ひろもと えみ)	明倫小学校PTA会長	保護者	2期目
3	中埜 敬志 (なかの たかし)	明倫小学校安全監視ボランティア	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	吉村 仁志 (よしむら ひとし)	常翔啓光学園中学校・高等学校校長 元明倫小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授 元明倫小学校校長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

殿山第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山田 恵子 (やまだ けいこ)	殿二校区コミュニティ協議会事務局書記	地域住民	2期目
2	矢守 香 (やもり かおり)	殿山第二小学校PTA書記	保護者	1期目
3	定別當 光 (じょうべつとう ひかる)	殿二校区連合自治会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	渡邊 宏治郎 (わたなべ こうじろう)	会館殿二管理委員会委員長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

津田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	平尾 賢二 (ひらお けんじ)	津田校区福祉委員会会長 民生委員・児童委員	地域住民	2期目
2	川原 仁寿 (かわはら まさとし)	津田小学校PTA会長	保護者	1期目
3	長村 幹夫 (ながむら みきお)	津田区区长 校区防犯協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	大林 康二 (おおばやし こうじ)	校区青少年育成指導委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

氷室小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山口 信博 (やまぐち のぶひろ)	氷室小学校区コミュニティ協議会会長 杉区長	地域住民	3期目
2	井村 善行 (いむら よしゆき)	尊延寺区長	地域住民	3期目
3	田淵 佳世子 (たぶち かよこ)	氷室小学校PTA会長	保護者	1期目
4	南 光男 (みなみ みつお)	穂谷区長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	松宮 洋子 (まつみや ようこ)	氷室校区福祉委員会役員 民生委員・児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

山之上小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	虫明 桂子 (むしあけ けいこ)	山之上校区コミュニティ協議会会長代行	地域住民	3期目
2	安藤 幹 (あんどう もとき)	山之上小学校PTA会長	保護者	1期目
3	中 作平 (なか さくへい)	枚方市消防団副団長 山之上校区福祉委員会委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	田中 香世子 (たなか かよこ)	青少年育成指導員 更正保護女性会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

交北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	笠谷 昇 (かさに のぼる)	交北学校区コミュニティ協議会会長 交北学校区福祉委員会会長	地域住民	2期目
2	河野 嘉清 (こうの よしきよ)	交北学校区福祉委員会会計監査	地域住民	2期目
3	畑中 光昭 (はたなか みつあき)	保護司 元交北小学校学校評議員	地域住民	2期目
4	金馬 勝 (きんば まさる)	交北小学校PTA副会長	保護者	1期目
5	田代 志保 (たしろ しほ)	山田中学校区青少年育成地域協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

香陽小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津浦 啓子 (つうら けいこ)	香陽校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	中川 健士 (なかがわ けんし)	香陽小学校PTA会長	保護者	1期目
3	貞利 富士美 (さだとし ふじみ)	香陽校区コミュニティ協議会副会長 香陽校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	吉田 久子 (よしだ ひさこ)	枚方交野地区保護司会広報部副部長 元香陽小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

中宮小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	奥野 勇 (おくの いさむ)	中宮校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	中島 有紀 (ながじま ゆき)	中宮小学校元PTA会長	保護者	1期目
3	中 恒夫 (なか つねお)	中宮校区子どもの安全見守り隊隊長 中宮校区コミュニティ協議会相談役	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

小倉小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津上 敏廣 (つがみ としひろ)	小倉校区コミュニティ協議会相談役	地域住民	2期目
2	山中 卓 (やまなか たかし)	小倉校区コミュニティ協議会相談役	地域住民	2期目
3	石井 星史 (いしい せいじ)	小倉小学校PTA会計監査 元小倉小学校PTA会長	保護者	2期目
4	水野 奨 (みずの しょう)	小倉小学校PTA会長	保護者	2期目
5	三浦 久男 (みうら ひさお)	元大阪市立小学校校長 元小倉小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

樟葉南小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	永井 昭夫 (ながい てるお)	樟葉南校区コミュニティ協議会会長 元樟葉南小学校学校評議員	地域住民	2期目
2	檜尾 智津子 (ひお ちづこ)	読み聞かせの会の指導者 元樟葉南小学校学校評議員	地域住民	2期目
3	居島 竹男 (いじま たけお)	元樟葉南小学校PTA会長	保護者	2期目
4	古城 香苗 (こじょう かなえ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

蹉跎西小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	加藤 美津代 (かとう みつよ)	体育振興会役員	地域住民	2期目
2	木田 ミツ (きだ みつ)	保護司	地域住民	2期目
3	柳澤 和也 (やなぎさわ かずや)	蹉跎西小学校PTA会長	保護者	1期目
4	井上 栄樹 (いのうえ えいじゅ)	光善寺保育園長 元蹉跎西小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

樟葉西小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	竹田 純子 (たけだ じゅんこ)	樟葉西校区コミュニティ協議会会計	地域住民	2期目
2	上月 章義 (こうづき あきよし)	樟葉西小学校PTA会長	保護者	1期目
3	谷崎 牧人 (たにざき まきと)	元枚方市立小学校校長 元樟葉西小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	中山 延恵 (なかやま のぶえ)	くずはおはなしを語る会代表	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	中村 香津子 (なかむら かづこ)	元枚方市立小学校校長 大阪市住吉区SSW	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

## 西牧野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	矢葺 勉 (やぶき つとむ)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	福地 真紀 (ふくち まき)	西牧野小学校PTA副会長	保護者	1期目
3	東野 亨 (ひがしの とおる)	民生委員・児童委員校区委員長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	吉川 年幸 (よしかわ としゆき)	大阪教育大学特任教授 元西牧野小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

## 川越小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	坂口 孝司 (さかぐち たかし)	川越小学校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	松永 安司 (まつなが やすじ)	枚方市交通対策協議会川越支部支部長 川越小学校区コミュニティ協議会南支部事務局	地域住民	3期目
3	前田 泰子 (まえだ やすこ)	主任児童委員	保護者	3期目
4	端野 新治 (はしの しんじ)	北河内農業協同組合積尊時支部長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	谷村 雅子 (たにむら まさこ)	民生委員・児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

## 蹉跎東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	桑原 武志 (くわはら たけし)	校区コミュニティ協議会事務局長	地域住民	2期目
2	服部 まどか (はっとり まどか)	元蹉跎東小学校PTA副会長 元蹉跎東校区コミュニティ協議会会長	保護者	2期目
3	沖野 観月 (おきの みづき)	蹉跎東小学校PTA会計	保護者	2期目
4	渡辺 道男 (わたなべ みちお)	保護司 コミュニティ協議会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	森本 朝子 (もりもと ともこ)	民生・児童委員 枚方こどもいきいき広場代表	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

## 桜丘北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	岡本 美登里 (おかもと みどり)	桜丘北校区コミュニティ協議会一般会計	地域住民	2期目
2	伊牟田 洋子 (いむた ようこ)	桜丘北子どもいきいき広場コーディネーター	地域住民	2期目
3	大里 正澄 (おおざと まさずみ)	桜丘北小学校PTA会長	保護者	1期目
4	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	山田 章 (こばやし つよし)	大阪学院大学 非常勤講師	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

山田東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津田 正 (つだ ただし)	山田東校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	早川 孝 (はやかわ たかし)	田口自治会長 自主防災会長	地域住民	2期目
3	竹治 友紀 (たけじ ゆき)	山田東小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	山田 晴秀 (やまだ はるひで)	山田東校区コミュニティ協議会理事 青少年育成指導員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

藤阪小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	寺嶋 広次 (てらしま ひろつぐ)	藤阪校区コミュニティ協議会評議員 <small>藤阪区副区長</small>	地域住民	2期目
2	高光 幸治 (たかみつ こうじ)	藤阪校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	2期目
3	近藤 千恵 (こんどう ちえ)	藤阪小学校PTA副会長	保護者	2期目
4	山口 泉 (やまぐち いずみ)	藤阪校区福祉委員会副会長 民生児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	前田 仁 (まえだ ひとし)	藤阪校区コミュニティ協議会評議員 おやじの会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

平野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	浜田 坦 (はまだ たかし)	平野校区コミュニティ会長	地域住民	2期目
2	常 隼人 (つね はやと)	平野小学校PTA会長	保護者	1期目
3	梶原 勝 (かじはら まさる)	平野校区地域安全センター長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	山本 修司 (やまもと しゅうじ)	元枚方市立小学校校長 元平野小学校学校評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	荒木 富美子 (あらかき ふみこ)	平野校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

## 臨時代理第1号

議会の議決事項（令和2年度4月補正予算額（教育関係）について）の  
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）4月22日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

## 令和2年度4月補正予算額（教育関係）

令和2年度4月補正予算額（教育関係）一覧（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
9. 教育費	15,457,617	264,928	15,722,545	17,376	-	-	247,552
(項)							
(1) 教育総務費	4,095,110	-	4,095,110	-	-	-	-
1. 教育委員会費	8,787	-	8,787	-	-	-	-
2. 事務局費	2,976,047	-	2,976,047	-	-	-	-
3. 教育研究費	1,005,037	-	1,005,037	-	-	-	-
4. 教育文化センター費	105,239	-	105,239	-	-	-	-
(項)							
(2) 小学校費	3,755,166	89,225	3,844,391	-	-	-	89,225
1. 小学校管理費	3,280,493	89,225	3,369,718	-	-	-	89,225
2. 小学校教育振興費	349,538	-	349,538	-	-	-	-
3. 小学校保健衛生費	125,135	-	125,135	-	-	-	-
(項)							
(3) 中学校費	2,195,619	152,534	2,348,153	-	-	-	152,534
1. 中学校管理費	1,918,035	152,534	2,070,569	-	-	-	152,534
2. 中学校教育振興費	221,219	-	221,219	-	-	-	-
3. 中学校保健衛生費	56,365	-	56,365	-	-	-	-
(項)							
(4) 幼稚園費	560,437	-	560,437	-	-	-	-
1. 幼稚園費	560,437	-	560,437	-	-	-	-
(項)							
(5) 社会教育費	1,747,804	-	1,747,804	-	-	-	-
1. 社会教育総務費	98,221	-	98,221	-	-	-	-
2. 文化財保護費	412,674	-	412,674	-	-	-	-
3. 図書館費	1,236,909	-	1,236,909	-	-	-	-
(項)							
(6) 保健体育費	3,103,481	23,169	3,126,650	17,376	-	-	5,793
1. 保健体育総務費	198,016	-	198,016	-	-	-	-
2. 学校開放事業費	2,952	-	2,952	-	-	-	-
3. スポーツ施設費	541,534	-	541,534	-	-	-	-
4. 学校給食費	2,360,979	23,169	2,384,148	17,376	-	-	5,793
(款)							
3. 民生費	1,173,711	-	1,173,711	-	-	-	-
(項)							
(2) 児童福祉費	1,173,711	-	1,173,711	-	-	-	-
1. 児童福祉総務費	84,576	-	84,576	-	-	-	-
8. 留守家庭児童対策費	1,089,135	-	1,089,135	-	-	-	-

※教育費には、市長部局が執行する予算額を含みます。

令和2年度4月補正予算概要説明（歳入）

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 15. 国庫支出金 17,376		
(項) (2) 国庫補助金 17,376		
5. 教育費国庫補助金 17,376	1. 教育費補助金 17,376	1. 学校臨時休業対策費補助金 17,376

令和2年度4月補正予算概要説明（歳出）

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 9. 教育費 264,928		
(項) (2) 小学校費 89,225		
1. 小学校管理費 89,225	13. 使用料及び賃借料 84,105 17. 備品購入費 5,120	1. 学校ICT機器等整備事業経費 89,225 (1) 機器更新費 89,225 使 84,105 備 5,120
(項) (3) 中学校費 15,234		
1. 中学校管理費 15,234	13. 使用料及び賃借料 146,934 17. 備品購入費 5,600	1. 学校ICT機器等整備事業経費 15,234 (1) 機器更新費 138,140 使 132,540 備 5,600 (2) 諸経費 14,394 使 14,394
(項) (6) 保健体育費 23,169		
4. 学校給食費 23,169	18. 負担金補助及び 交付金 23,169	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 23,169 (1) 学校臨時休業対策事業補助金 23,169

債務負担行為設定分

事業名		限度額	期間年度
学校ICT機器等整備事業経費	補正前	164,952	R3年度 ~ R7年度
	補正額	2,873,514	
	補正後	3,038,466	